「グロー」及び「愛成会」での性暴力告発を受けての声明

――福祉業界で起きている性暴力とハラスメントをなくすために

2021年3月５日

DPI女性障害者ネットワーク （代表・藤原久美子）

「社会福祉法人グロー」（滋賀県）および「社会福祉法人愛成会」（東京都）で働いてきた二人の女性が、グロー元理事長で愛成会元理事でもある北岡賢剛氏とグローに対し、長年にわたる性暴力とパワーハラスメントについての法的責任と損害賠償を求める裁判を起こした。今年1月14日、東京地裁で民事訴訟が始まっている。

すべての性暴力は、あらゆる人のあいだに起こるが、圧倒的に語られるのは、障害のない男性と女性のあいだでのこと。それも、女性が立ち上がらない限り、性暴力として認識されることはほとんどない。まして障害のある女性が、たとえ勇気をもって告発・提訴しようとしても、「証言が信用できない」などの理由で訴えが退けられたすえ、提訴にまでいきつかないことが多い。特に福祉の現場の中で障害のある女性が立ちあがることは、極めて困難である。そして、身体介助を必要とする障害のある女性が、介助のかたちで性暴力とハラスメントを受けた場合、その被害を語り、止めさせることはさらに困難である。

今回起こった福祉の現場での性暴力は、よいことをしている人たちのなかにまさかそんなことが起こるはずがないというような偏見が強固にあったために、そこに声を上げるには10年以上の時を要した。

私たちは、彼女たちがその偏見を超えて立ち上がってくれたこと、その勇気と変革への意思と行動に連帯してゆくことを決意した。

そして、この事件をきっかけに、障害のあるなし、性別や性的指向の違い、年齢の差異などのあらゆる違いを超えて、性差別が福祉業界のなかの構造的暴力であることを明らかにし、さらに、性暴力・性虐待の一掃のために、私たちの経験を基に変革を求めて語ることを宣言する。

今回の事件は、福祉業界における性暴力の氷山の一角でしかない。私たちはこの事件の告発を受けて、私たち障害のある女性の現実を明らかにする。

**①**優生思想がはびこっている現代社会を生きる多くの女性にとってそうであるように、障害のある女性たちにとって「生きる」日々は、性的嫌がらせや性暴力に直面させられる日々であると言っても過言ではない。とくに隔離や排除に満ちた福祉の現場では、「障害のある女性の為に」という名目であらゆる暴力が起きてきた。

障害のある女性にとっては法律でさえ性と生殖への暴力として機能し続けてきたし、今もそうである。旧優生保護法がその典型であり、同法が改訂された後も、その優生思想は新型出生前診断などに反映されている。

私たちは性暴力のない社会作りのために、政治や行政の場に多くの女性、とくに障害のある女性やマイノリティの女性たちが参画し、自らの経験や知見を持って法や制度を変えていく必要があると考える。世界的にも遅れている女性の政治参加の促進を強く求める。

**②**介護・介助が必要となる重い障害を持つ女性にとっては、その中で起きる性暴力・性虐待等はさらに過酷だ。施設や在宅の中で介助や介護ということで起きている様々な性暴力はあまりにそれが日常と化しているので、それを意識化して告発に至るということはあり得ないことだった。それらを解決するために、私たちは隔離された生活からの自由をさらに求め続ける。地域での自立生活の中からも、性暴力の一掃を目指して活動する。

この事件によって福祉という現場に何が起こっているかが明らかになった。もっとも顕著な問題は、施設や在宅での、介助する側と受ける側の力の差だ。この力関係が性暴力・性虐待をつくりやすくするとともに、被害者が加害者を訴えることを困難にする。

そして、力関係を対等なものにする努力は、被害者になりやすい障害者にのみに任せられてきた。対等性、平等性を欠いた福祉の場で、全ての人に幸せな環境を作っていくことは全く不可能なことである。

③姿が美しいことが女性の価値であるかのような社会的差別・偏見も、性暴力の訴えを困難にする背景だ。男性が女性を値踏みするかのような主観的な美醜の価値観によって、女性は様々にランク付けされ、障害のある女性は多くの場合低いランクを与えられる。これは障害のある女性が自身を大切な存在として誇りをもつことを難しくする。そこに加害者がつけ込むとき、抵抗を困難にしている。

性暴力も姿の美のランク付けも、全ての女性に共通して降りかかっている問題だ。このたび提訴された事件が、障害のある女性と障害のない女性の連帯をさらに深め、性暴力の一掃にともに取り組むための出発点となるよう、手を取り合ってゆきたい。

**④**男性中心主義社会では、男性たちは女性同士以上に男性らしさに縛られ、男性間の真の理解や共感、連帯も非常に乏しい。男性たちが、性暴力・性虐待・セクハラという差別的な行為について、自らが抱える問題として立ち向かってゆくなら、またそのために、男性同士がお互いの壮絶な孤独と孤立を超えてゆこうとするなら、女性たちは、とくに障害のある私たちは時に厳しく、そして勇気あるアライ(※)となってゆくことを諦めない。

※：社会的な立場が異なりながらも同じ価値観を持ち、同じ目標に向かっていく仲間、味方

■障害のある女性に対する差別がどのように過酷かの参考文献として紹介する

・女性の哀しみ—旧優生保護法、トリアージ、性暴力問題に通底するもの（安積遊歩寄稿）

掲載媒体「ミツイパブリッシング」2021年3月3日アクセス

https://mitsui-publishing.com/blog/20210215?fbclid=IwAR0H\_Q0C--sHhCleycpkR\_sI-2ECtkvCv7lnF0rRr5aOMZDTmldyc92uXoI

・『複合差別実態調査報告書　障害のある女性の生活の困難』

（DPI女性障害者ネットワーク）　2012年3月発行

・『抵抗の証　私は人形じゃない』(三井絹子)

・『神への告発』(箙田鶴子)

■DPI女性障害者ネットワーク ウェブサイト

https://dwnj.chobi.net